

化学農薬使用量の低減の取組を支援します！

定額
支援

12 持続可能な
消費生活



13 持続可能な
産業と労働



○ 対象となる取組例

土壌診断・輪作等の導入による土壌くん蒸剤の低減

支援対象となる実証経費：

- ・土壌診断経費（分析・診断委託費、土壌の送料）
- ・緑肥作物の導入経費（種子代、機器レンタル料）
- ・実証ほ場借料 ・営農支援ソフト使用料 ・調査旅費 など



緑肥作物

化学農薬を代替する防除技術・天敵等の導入

支援対象となる実証経費：

- ・防虫ネット、紫外線フィルム、UV-Bランプ等の資材費
- ・バンカープランツの導入経費（種子代、資材費）
- ・天敵農薬代 ・実証ほ場借料 ・調査旅費 など



UV-Bランプ



天敵
(タガ コガシカメ)

より低リスクな農薬や使用方法等の導入

支援対象となる実証経費：

- ・低リスク農薬、飛散防止ノズル等の資材費
- ・スポット散布用ドローンの導入経費（レンタル料等）
- ・実証ほ場借料 ・営農支援ソフト使用料 など



低リスク農薬への転換



🌿 省力化に資する技術

- ・ドローンの活用（播種、施肥、防除）
- ・機械除草（ロボット、ラジコン）
- ・遠隔水管理システム ・生分解性マルチの活用
- ・畝立同時施肥 ・省力栽培向き品種への転換 など



ブロワーによる落ち葉除去

※ 化学農薬使用量の低減と合わせて1つ以上取り組んでください

グリーンな栽培体系への転換サポート

(1) 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること（都道府県（普及組織）が事業に参加しない場合は助言を受けること）

(2) 支援内容

化学農薬の使用量低減等の「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、以下の取組に必要な経費（検証ほ場・機械の借上経費、資材購入費、データ分析のための委託費、検討会開催費、スマート農業機械等の資機材費、農業体験に必要な役務費・資材費等）を支援

ア グリーンな栽培体系の検討（必須）（交付率：定額、上限額：300万円※1）

※1 複数の環境負荷低減（例：化学農薬の使用量低減＋化学肥料の使用量低減）に
取り組む場合は 360万円

(i) グリーンな栽培体系の検証

(ii) グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定

(iii) 情報発信

(iv) 検討会の開催

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択）

（交付率：1/2以内）

ウ 消費者理解の醸成（選択）（交付率：定額、上限額：30万円※2）

※2 「ア グリーンな栽培体系の検討」の取組との合計額は300万円または360万円

(3) 「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」の組合せ例

	環境にやさしい栽培技術 (化学農薬の使用量低減)	省力化に資する技術
例1	・対抗植物を組み入れた輪作体系の導入による土壌くん蒸剤の削減	・同左（農薬散布回数の削減、土壌くん蒸剤の削減に伴う被覆作業工程の削減）
例2	・水稲における機械除草、施設栽培における防虫ネット・天敵の活用など物理的・生物的防除の導入	・同左（農薬散布回数の削減）
例3	・レーザーレベラーを導入した浅水管理によるスクミリンゴガイの防除	・同左（農薬散布回数の削減、水管理・代かき作業等の省力化）
例4	・スケジュール防除から発生予察に基づく適期防除への切り替え	・同左（適期防除による散布回数の削減）
例5	・より低リスクな農薬への切り替え	・生分解性マルチの導入（ポリマルチからの転換による回収工程の削減）

(4) 事業の取組イメージ

検討会の開催

・方針の検討
・先進地域の視察

技術の検証

栽培マニュアル、
産地戦略の策定

情報発信

HP等で広く
情報発信

産地戦略に基づく

グリーンな
栽培体系の普及

(5) 配分方法

取組内容や産地戦略の目標に合わせてポイント（最大28pt※3）がつけられ上位者より配分

※3 輸出促進法に基づく輸出事業計画の目標達成に向けて栽培体系を検討する場合などにポイントを加算（ただし、環境負荷低減の取組・省力化に資する技術の合計ポイントが満点に満たない場合に限る）

この他、みどりの食料システム法に基づく特定地域での取組である場合や、事業の参加者がみどり認定を受けている場合等に最大10ポイント、事業実施2年目以降の場合に5ポイントを加算



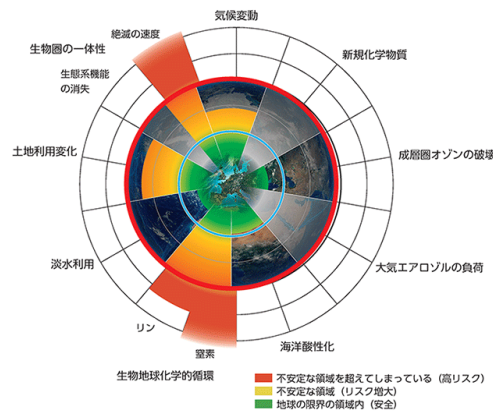
化学肥料の使用量低減の取組を支援します！

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな栽培体系への転換サポート

1.なぜ化学肥料だけに依存しない農業が必要なのか

- 化学肥料は、我が国の農業の収量・生産性の向上を図る上での重要な資材であり、その重要性は今も変わりません。
- 一方で、化学肥料はその原料の多くを輸入に依存していることから、窒素やリンを含む国内の資源を肥料成分として活用した資源循環的な農業への一層の転換が必要です。

図1-1-1 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）による地球の状況



資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

出典：Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)に環境省が加筆

2.どんな取組で低減できるのか

有機物の循環利用

- 家畜排せつ物をはじめとした様々な有機性資源の循環利用により、地力や生産性の維持増進を図りつつ化学肥料の代替を進めることにより低減できます。

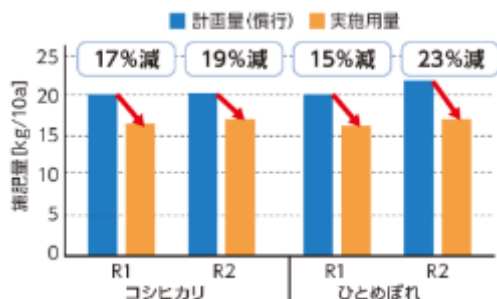
施肥の効率化やスマート化

- 作物の根圏部分に施肥する局所施肥のほか、ドローンによるセンシングに基づく可変施肥など土壌や作物の生育に応じた施肥の効率化を進めることにより低減できます。

3.具体的な取組事例について

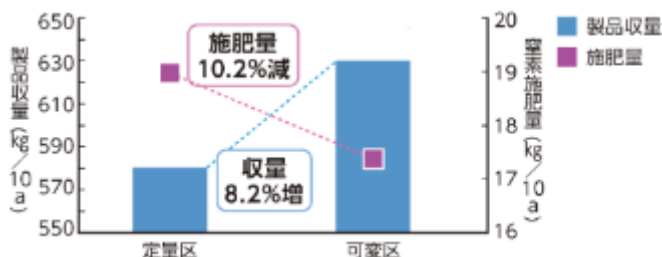
可変施肥田植機の利用

可変施肥田植機を活用し、圃場の作土深等に応じて施肥量を調整することで、収量・品質の現行水準を維持しつつ、概ね2割程度肥料コストを削減。



小麦における可変施肥

秋まき小麦の起生期、幼穂形成期、止葉期における可変追肥を実施し、施肥量10.2%減（19.0kg/10a→17.1kg/10a）、製品収量8.2%増（580kg/10a→630kg/10a）を達成。



※資料：スマート農業実証プロジェクト

4. 具体的な支援内容

(1) 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※ 農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること（都道府県（普及組織）が事業に参加しない場合は助言を受けること）

(2) 支援の内容

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組として下記の取組を支援

ア グリーンな栽培体系の検討（必須）（交付率：定額、上限額：300万円※1）

※1 複数の環境負荷低減（例：化学肥料の使用量低減＋水田からのメタンの排出削減）に取り組む場合は360万円

① 検討会の開催 ② グリーンな栽培体系の検証 ③ グリーンな栽培マニュアル・産地戦略の策定 ④ 情報発信

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択）（交付率：1/2以内）

ウ 消費者理解の醸成（選択）（交付率：定額、上限額：30万円※2）

※2 ただし、アとの合計額は300万円又は360万円まで

(3) 交付対象経費

(2) に必要な検証ほ場・機械の借上経費、資材購入費、データ分析の委託費、検討会開催費 等

(4) 配分時のポイントの考え方

取組内容や産地戦略の目標に合わせてポイント（最大28pt）がつけられ上位者より配分

以下は、化学肥料の使用量低減の取組を行う場合のイメージ

環境負荷低減の取組（上限15pt）※3

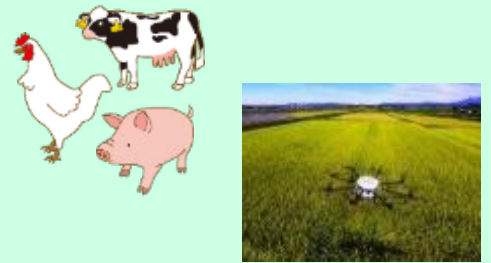
取組内容に応じて最大15pt

例1：化学肥料のかわりに堆肥を施用することで13pt

例2：センシング画像を基に追肥をドローンによる局所施肥にすることで13pt

他の環境にやさしい栽培技術と併せた取組で2pt

例：化学農薬の使用回数低減



省力化に資する技術（上限9pt）※3

省力化度合いに応じて最大9pt

例1：自動運転トラクタによる耕うん自動操舵システム付きトラクタによる播種作業が35%以上減少で9pt

例2：ドローンによる農薬散布にかかる作業時間が35%以上減少で9pt



▲自動運転トラクタによる耕うんと自動操舵システム付きトラクタによる播種作業

普及面積（上限4pt） 作物ごとに、拡大する面積又は面積割合に応じて0～4pt

※3 輸出促進法に基づく輸出事業計画の目標達成に向けて栽培体系を検討する場合などポイントを加算（ただし、環境負荷低減の取組・省力化に資する技術の合計ポイントが満点に満たない場合に限る）

この他、みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や、事業の参加者がみどり認定を受けている場合等に最大10ポイント、事業実施2年目以降の場合に5ポイントを加算

(参考情報)

肥料コスト低減
「農業者の皆様へ」



水田からのメタン排出削減のため 中干し期間の延長、秋耕等を支援します！



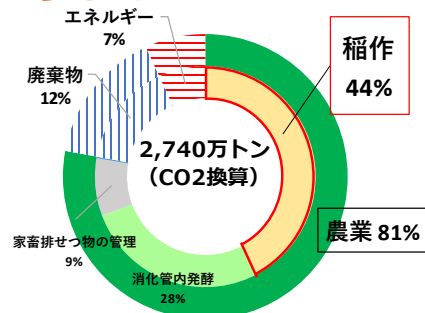
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな栽培体系への転換サポート

1.なぜ水田からのメタンを減らす必要があるのか

- 温室効果ガスの一つであるメタンはCO₂の約25倍の温室効果がある。
- 水田からのメタン排出は日本のメタン排出の約40%を占める。



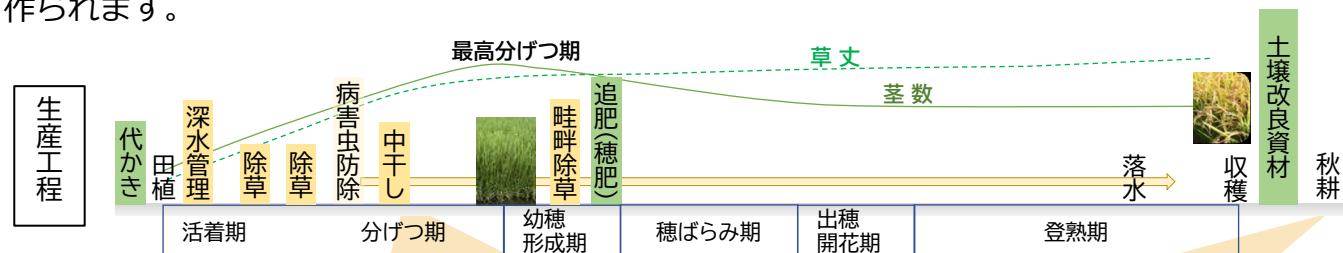
水田での取組で温室効果ガスの大幅な削減が必要！



日本のメタン排出量とその内訳 (2021年)

2.どうすれば削減できるのか

- 水田からのメタンは土壌中のメタン生成菌によって①水を張った条件で②有機物を原料に作られます。



①の対策
中干し期間を慣行から
1週間程度延長すれば、
メタン生成菌の活動を抑え
メタン発生が減少！



②の対策
秋のうちに稲わらをすき
込めば、湛水前に分解が
進みメタン発生が減少！

3.メタン排出削減の取組のメリット

①中干し期間の延長

- 登熟歩合が向上し、タンパク質含量が低下するなど、収穫したコメの品質向上が示されています。
- 新たな作業は発生しないので、少ない労力負担で取組可能です。

②秋耕

- 冬の間に稲わらの分解が進むことで「わき（湛水時のガス発生）」や窒素飢餓の防止になり、初期成育の確保につながります。
- ひこばえや雑草を抑制することで、病害虫や獣害対策にも有効です。

(ご参考) J-クレジット制度

中干し期間の延長は令和5年産からJ-クレジット制度の対象になりました。
J-クレジット制度に取り組む前の実証にも活用できます！

農林水産分野のJ-クレジット制度はこちら→



J-クレジット制度「水稻栽培における中干し期間の延長」
取組の手引きはこちら→



クレジットの
販売収入で
収益向上！

- ①地域の一部の水田で、グリサポで実証
- ②地域に広げ、J-クレジットに参加

4. 具体的な支援内容

(1) 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

注：農業者に加え、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること。
（都道府県（普及組織）が事業に参加しない場合は助言を受けること）

(2) 支援の内容

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組として下記の取組を支援

ア グリーンな栽培体系の検討（必須）（交付率：定額、上限額：300万円※1）

※1 複数の環境負荷低減（例：メタン排出削減+化学肥料の使用量低減）に取り組む場合は360万円

① 検討会の開催 ② グリーンな栽培体系の検証 ③ グリーンな栽培マニュアル・産地戦略の策定 ④ 情報発信

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択）（交付率：1/2以内）

ウ 消費者理解の醸成（選択）（交付率：定額、上限額：30万円※2）

※2 ただし、アとの合計額は300万円又は360万円まで

(3) 交付対象経費

(2)に必要な検証ほ場・機械・施設の借上経費、資材購入費、データ分析のための委託費、検討会開催費等（水管理システムの借上経費、営農支援アプリの利用料等）

(4) 配分時のポイントの考え方

取組内容や産地戦略の目標に合わせてポイント（最大28pt）がつけられ、上位者より配分以下は、水稻でメタン削減の取組を行う場合のイメージ

環境負荷低減の取組（上限15pt）※3

取組数に応じて最大13pt

例：中干し期間の延長、秋耕のいずれか1つの取組で11pt、両方の取組で13pt

他の環境にやさしい栽培技術と併せた取組で2pt

例：化学肥料の使用量低減



▲中干し期間の延長



▲秋耕

省力化に資する技術（上限9pt）※3

省力化度合いに応じて3～9pt

例1：水管理システムの導入により、水管理にかかる時間が35%以上減少で9pt

例2：乾田直播の導入により、播種・育苗にかかる時間が5%以上10%未満減少で3pt



▲自動水管理システム



▲乾田直播

普及面積（上限4pt）

水稻では70ha以上の拡大（目標年次までに）で4pt

※3 輸出促進法に基づく輸出事業計画の目標達成に向けて栽培体系を検討する場合などにポイントを加算（ただし、環境負荷低減の取組・省力化に資する技術の合計ポイントが満点に満たない場合に限る）

この他、みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や、事業の参加者がみどり認定を受けている場合等に最大10ポイント、事業実施2年目以降の場合に5ポイントを加算

(5) 参考情報

水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル



「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

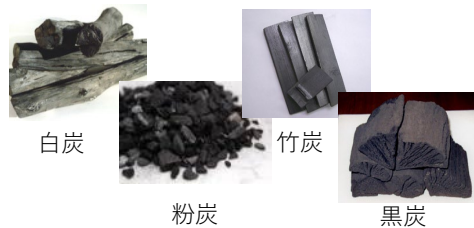


温暖化防止のため、 バイオ炭の施用を支援します！

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな栽培体系への転換サポート

1. バイオ炭とは

木炭や竹炭などのバイオマス由来の炭のことです。
土壌中でも分解されにくいいため、効率の良い炭素貯留が可能です。

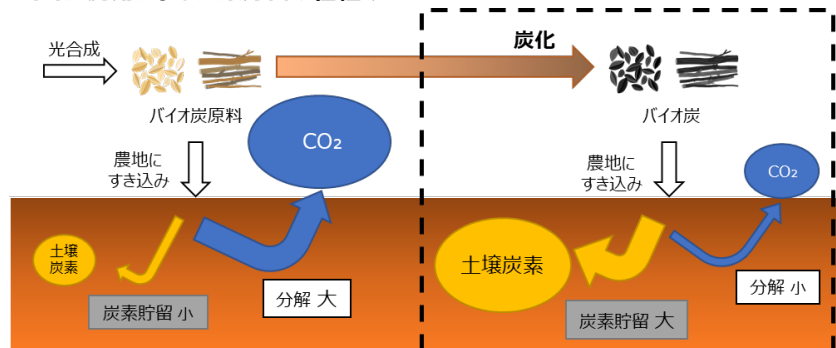


2. どうして温暖化防止につながるのか

- ①大気中の二酸化炭素（CO₂）は植物に吸収され、二酸化炭素に含まれる炭素（C）は植物体の一部になります。
- ②植物体中の炭素は、植物が枯れると土壌中の微生物により分解され、再び二酸化炭素として大気中に戻っていきます。
- ③この植物体中の炭素を土壌中に閉じこめることにより、大気中に戻らなくすることが可能です。特にバイオ炭は分解されにくいいため、植物体を炭化し、バイオ炭として施用することで、効果的に炭素を貯留できます。

バイオ炭の施用は地球温暖化対策計画にも位置付けられています。
（農地土壌炭素吸収源対策の2030年目標：850万t-CO₂）

○バイオ炭施用による炭素貯留の仕組み



光合成により、大気中から植物体内に取り込まれた二酸化炭素は、そのまま土壌中に施用しても、微生物の活動により速やかに分解され、大気中に放出されます。

植物体などを炭化することで、分解されにくくなるため、土壌中に施用しても大気中に放出されず、炭素貯留につながります。

3. バイオ炭の施用効果

バイオ炭を農地に施用することで、以下の効果も見込まれます。

- 土壌の通気性、透水性、保水性の改善
- pHの上昇効果（酸度矯正効果）

（ご参考）J-クレジット制度

J-クレジット制度を活用することで、バイオ炭の農地施用により貯留された温室効果ガス量を売買することが可能です。

農林水産分野のJ-クレジット制度



バイオ炭をめぐる事情（J-クレジット制度についてはP5～8）



4. 具体的な支援内容

(1) 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

注：農業者に加え、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること。
（都道府県（普及組織）が事業に参加しない場合は助言を受けること）

(2) 支援の内容

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組として下記の取組を支援

ア グリーンな栽培体系の検討（必須）（交付率：定額、上限額：300万円※1）

※1 複数の環境負荷低減（例：バイオ炭の農地施用+ 化学肥料の使用量低減）に取り組む場合は360万円

① 検討会の開催 ② グリーンな栽培体系の検証 ③ グリーンな栽培マニュアル・産地戦略の策定 ④ 情報発信

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択）（交付率：1/2以内）

ウ 消費者理解の醸成（選択）（交付率：定額、上限額：30万円※2）

※2 ただし、アとの合計額は300万円又は360万円まで

(3) 交付対象経費

（2）に必要な検証ほ場・機械・施設の借上経費、資材購入費、データ分析のための委託費、検討会開催費等（炭化器、バイオ炭の散布機械の借上経費等）

(4) 配分時のポイントの考え方

取組内容や産地戦略の目標に合わせてポイント（最大28pt）がつけられ、上位者より配分
以下は、バイオ炭の取組を行う場合のイメージ

環境負荷低減の取組（上限15pt）※3

取組内容に応じて最大13pt

例：地域内の果樹剪定枝などの未利用資源を
活用すると13pt

他の環境にやさしい栽培技術と併せた取組で2pt

例：化学肥料の使用量低減



バイオマス
（果樹剪定枝など）



炭化
（簡易式炭化器など）

農地
に
施
用

省力化に資する技術（上限9pt）※3

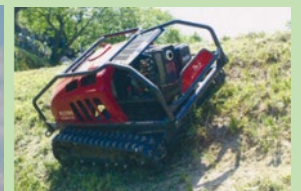
省力化度合いに応じて3～9pt

例1：ドローン等の導入で農薬散布の作業
時間が35%以上減少で9pt

例2：ラジコン草刈り機等の導入で除草の
作業時間が5%以上10%未満減少で
3pt



▲ドローン



▲ラジコン草刈り機

普及面積（上限4pt）

作物ごとに、拡大する面積又は面積割合に応じて0～4pt

※3 輸出促進法に基づく輸出事業計画の目標達成に向けて栽培体系を検討する場合に2ポイント以内を加算
（ただし、環境負荷低減の取組・省力化に資する技術の合計ポイントが満点に満たない場合に限る）

この他、みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や、事業の参加者がみどり認定を受けている場合等に最大10ポイント、事業実施2年目以降の場合に5ポイントを加算

(5) 参考情報

「みどりの食料システム戦略」
技術カタログ



バイオ炭をめぐる事情



マルチ栽培の省力化・軽労化に向けて 生分解性マルチの利用を支援します！

1. 生分解性マルチとは

- 生分解性マルチは、作物生育期には通常のポリマルチと同様の機能を有する資材で、収穫後に土壤中にすき込むと、土壤中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解する資材です。



使用中



作物収穫後
すき込み

2. マルチ栽培は、省力化技術等として定着が進んでいます

- マルチの効果(保水性、地温保持、雑草抑制、病害抑制)により、生産性向上や、除草作業削減、除草剤・農薬の散布回数の削減等の省力化が図られるため、通常はポリマルチを用いた栽培体系として定着が進んでいます。



定植後のブロッコリー



栽培中のサトイモ

3. 生分解性マルチは、ポリマルチに比べて更に省力化が可能です

- 生分解性マルチは、土壤中の微生物により分解されるため、作物収穫後は作物残渣と一緒にすき込むことが可能で、作物収穫後のマルチのはぎ取り・回収作業が不要となることから、省力化・軽労化につながります。

【ポリマルチ栽培体系】



収穫後



後始末



【生分解性マルチ栽培体系】




収穫後



すき込み耕耘

【参考】生分解性マルチ導入によるその他の効果

- 通常のポリマルチは、使用後はプラスチック廃棄物となるため、はぎ取り・回収を行った後、産業廃棄物として適切に保管・処理する必要がありますが、生分解性マルチは、すき込みによるほ場内処理が可能となり、ほ場外作業の省力化・軽労化も図られます。
- 
- 保管や処理委託等
- 生分解性マルチは、多くが石油由来の生分解性プラスチックを原料としていますが、一部にバイオマス由来の生分解性プラスチックを含む製品も市販化されています。バイオマス由来を含む場合、カーボンニュートラルに寄与することから温室効果ガス削減にも寄与できる資材となります。

4.生分解性マルチに関する支援予算について

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち **グリーンな栽培体系への転換サポート**

(1)支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

*農業者に加えて、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)が事業に参加すること
(都道府県(普及組織)が事業に参加しない場合は助言を受けること)

(2)支援の内容

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組として下記の取組を定額*支援**

*上限額300万円(2つの環境にやさしい栽培技術の取組(例えば総合的病害虫管理と温室効果ガスの削減(バイオマス由来を含む生分解性マルチの利用))を同時に行う場合は360万円)

**下記の全てに取り組みむこととする

- ① 検討会の開催
- ② グリーンな栽培体系の検証
- ③ グリーンな栽培マニュアル・産地戦略の策定
- ④ 情報発信

(3)交付対象経費

(2)に必要な検証ほ場・機械・施設の借上経費、資材費(生分解性マルチなど)、データ分析のための委託費、検討会開催費等

(4)配分時のポイントの考え方

取組内容や産地戦略の目標に合わせてポイント(最大28pt)がつけられ、上位者から配分野菜類で生分解性マルチ導入を行う場合、下記のイメージ

取組内容のポイント	環境負荷軽減の取組 (上限 15pt)	省力化に資する技術 (上限 9pt)	普及面積 (上限 4pt)
【例1】 ○慣行栽培体系 (野菜類 ・マルチ栽培) →検証内容 ポリマルチを生分解性マルチに転換した栽培体系を検討	・ バイオマス由来を含む生分解性マルチの導入 ……………11pt ・減化学農薬又は減化・学肥料に繋がる13ptとなる取組(総合的病害虫管理等)を主となる取組として実施……………13pt ○ 2つの取組 により主となる取組に 2pt加算 …………… 15pt	・ポリマルチ回収に伴う作業が不要となり、回収行程に係る 作業時間35%以上削減 …………… 9pt	・産地戦略の目標年に普及を目指すグリーンな栽培体系の面積
【例2】 ○慣行栽培体系 (野菜類 ・露地栽培) →検証内容 露地栽培から生分解性マルチを導入した栽培体系を検討	・ 生分解性マルチの抑草効果 により除草剤使用量の低減(化学農薬以外の防除方法導入と化学農薬の使用回数の低減)を主となる取組として実施……………13pt ・減化学肥料又は温室効果ガス削減に繋がる取組(バイオ炭の施用等)を実施……………11pt or 13pt ○ 2つの取組 により主となる取組に 2pt加算 …………… 15pt	・生分解性マルチの導入で除草に係る 作業時間35%以上削 …………… 9pt	露地野菜では15ha以上で…………… 4pt

※この他、みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や、事業の参加者がみどり認定を受けている場合等に最大10ポイント、事業実施2年目以降の場合に5ポイントを加算

※ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の目標達成に向けて栽培体系を検討する場合などにポイントを加算(ただし、環境負荷軽減の取組・省力化に資する技術の合計ポイントが満点に満たない場合に限る)

(参考情報)

農業生産における生分解性マルチの利用



生分解性マルチの活用事例



海洋汚染防止に向けてプラスチック被覆肥料の代替技術等を支援します！



みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート

1. プラスチック被覆肥料とは

- 作物の生育に応じて肥料成分が溶け出すことから、春に投入することで、夏場の追肥を省力化できる肥料です。
- また、肥料の投入量も減り、地下水への流出などが抑えられ、環境への負荷も低減できる肥料です。



2. プラスチック被膜殻の流出について

- 被膜殻は、水田などの**ほ場から水路や河川を通じて海洋へ流出し、海洋汚染の要因**となることが指摘されています。
- そのため、プラスチック被覆肥料を使用した場合は**被膜殻がほ場から流出しないよう**気をつける必要があります。

3. プラスチック被覆肥料の代替技術等の例

○代替技術

①プラスチックを使用しない緩効性肥料への切替

- ・硝化抑制剤入り流し込み液肥
- ・硫黄コート
- ・ウレアホルム など

②省力的な施肥体系への切替

- ・ドローンによる局所施肥
- ・ペースト2段施肥技術 など



▲ドローンによる局所施肥



▲硝化抑制剤入り流し込み液肥

○流出防止対策

- ・浅水代かき
- ・自然落水
- ・排水口におけるネットの設置 など



▲浅水代かき

4. 具体的な支援内容

(1) 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

* 農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること（都道府県（普及組織）が事業に参加しない場合は助言を受けること）

(2) 支援の内容

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組として下記の取組を支援

ア グリーンな栽培体系の検討（必須）（交付率：定額、上限額：300万円※1）

※1 複数の環境負荷低減（例：化学肥料の使用量低減＋水田からのメタンの排出削減）に取り組む場合は360万円

① 検討会の開催 ② グリーンな栽培体系の検証 ③ グリーンな栽培マニュアル・産地戦略の策定 ④ 情報発信

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択）（交付率：1/2以内）

ウ 消費者理解の醸成（選択）（交付率：定額、上限額：30万円※2）

※2 ただし、アとの合計額は300万円又は360万円まで

(3) 交付対象経費

(2) に必要な検証ほ場・機械の借上経費、資材購入費、データ分析の委託費、検討会開催費 等

(4) 配分時のポイントの考え方

取組内容や産地戦略の目標に合わせてポイント（最大28pt）がつけられ上位者より配分

以下は、水稻でプラスチック被覆肥料対策の取組を行う場合のイメージ

環境負荷低減の取組（上限15pt）※3

取組内容に応じて最大15pt

例1：プラスチック被覆肥料を硝化抑制剤入り流し込み液肥に代替することで13pt

例2：被膜殻の流出防止技術として、代かき後の水管理を強制落水ではなく、自然落水で行うことで11pt

他の環境にやさしい栽培技術と併せた取組で2pt

例：化学農薬の使用回数の低減



▲硝化抑制剤入り流し込み液肥



省力化に資する技術（上限9pt）※3

省力化度合いに応じて最大9pt

例：リモコン式草刈り機により、畦畔の草刈り作業にかかる時間が35%以上減少で9pt



▲リモコン式草刈り機



普及面積（上限4pt）

水稻では70ha以上の拡大（目標年次までに）で4pt

※3 輸出促進法に基づく輸出事業計画の目標達成に向けて栽培体系を検討する場合などにポイントを加算（ただし、環境負荷低減の取組・省力化に資する技術の合計ポイントが満点に満たない場合に限る）

この他、みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や、事業の参加者がみどり認定を受けている場合等に最大10ポイント、事業実施2年目以降の場合に5ポイントを加算

(5) 参考情報

パンフレット 「プラスチックと賢く付き合うための農業生産現場での取組」



グリーンな栽培体系で生産された農産物の消費者理解の醸成の取組を支援します！

13 気候変動に
具体的な対策を



みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな栽培体系への転換サポート

1.なぜ消費者理解の醸成が必要なのか

- ・環境に配慮したグリーンな栽培体系で生産された農産物は、慣行と比較して手間がかかるなどの理由で生産コストが増加する場合もあることから、消費者の方にもそうした背景を理解し、価格に納得して購入いただく必要があります。
- ・このため、スーパーなど実際に消費者が商品選択する場面で、農業者の環境負荷低減の取組が正当に評価され、購入につながるような情報発信の取組等への支援を行います。

2.どんな取組が対象となるのか

売り場での情報発信

・売り場で産地の取組が分かるようなマークやPOPの作成など、グリーンな栽培体系をアピールする工夫



セミナー開催

・消費者向けのセミナーを開催し、消費者の理解を深める取組



農業体験

・産地での農業体験の実施等の栽培の取組を実感してもらう取組



3.具体的な支援内容

「環境にやさしい栽培技術」や「省力化に資する先端技術」等の検証とあわせて行う取組であって、
①農産物の将来的な消費拡大に資するものであり、
②環境負荷低減の取組を具体的に消費者に伝えるものであるものが対象です。

(1) 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

- * 農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること（都道府県（普及組織）が事業に参加しない場合は助言を受けること）

(2) 支援の内容

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」により生産する農産物について消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等の取組を定額※支援。

※上限額30万円（ただし「グリーンな栽培体系の検討」と合わせて300万円又は360万円まで）

(3) 交付対象経費

セミナーの開催等に必要な会場借料、資料印刷費、講師の派遣に係る謝金、農業体験に必要な役務費・資材費、消費者に向けた情報発信に必要な委託費・資材費、印刷製本費等。

